

議会議案第11号

奈良市個人情報保護条例の一部改正について

奈良市個人情報保護条例の一部を次のように改正しようとする。

平成24年12月18日提出

提出者

奈良市議会議員 内 藤 智 司

賛成者

奈良市議会議員 高 杉 美根子

同 東 久 保 耕 也

同 横 井 雄 一

同 階 戸 幸 弘

同 井 上 昌 弘

同 松 岡 克 彦

同 森 田 一 成

同 池 田 慎 久

同 高 橋 克 己

## 奈良市個人情報保護条例の一部を改正する条例

奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び固定資産評価審査委員会」を「、固定資産評価審査委員会及び議会」に改める。

### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### （提案理由）

議会を実施機関に加えることにより、議会が保有する個人情報の保護を図ろうとする。

(参考)

### 奈良市個人情報保護条例（抄）

#### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、水道事業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (2) 個人情報 生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるこことなるものを含む。）をいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書（奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第2条第2号に規定する行政文書をいう。以下同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 個人情報ファイル 保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。
  - ア 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
  - イ アに掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの
- (5) 電子計算機処理 電子計算機を用いて行われる情報の入力、蓄積、編集、

加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、次に掲げる処理を除く。

- ア 専ら文章を作成するための処理
- イ 専ら文書又は図画の内容を記録するための処理
- ウ 製版その他の専ら印刷物を製作するための処理
- エ 専ら文書又は図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理

(6) 事業者 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。第16条第4号において「法人等」という。）及び事業を営む個人をいう。

(7) 個人情報によって識別される特定の個人をいう。